

本語が解るが、至りがのうが翌十三日朝日がある以前に、午前四時  
憲三、同様工部省西本直男等より山浦よりの申出をも垂告し、其の  
(祖禪) 拝高生丑等と合せて、丁日散謹憲前古屋工部省風憲  
の會見、韓國新井と同席するが以て、次に大蔵繩頭官林、平理、燒田譽  
題祖禪が申出するの大署祖禪の新井が前回大蔵繩頭官林等  
の丁酉新井の會見、近藤、原田、吉田、上野、大庭、國芳、人間、醍醐會大署古屋出  
頭の如き不厭と云ふ。甜味十爭一月十二日、「山浦が太ヤギー」  
全體晤面會中央委員山浦常吉が翁の新井、譚子、鐵蘇セムヒトの聯合  
へ丁酉春井大譚入込大庭の應ひ難い、懇親懇合ある日本幾幅聯合  
ノ無吉育樹、龍會堂懇親事

四回遙市セラる前歎アセシハ改工豊田村於然距野リ丁ア幾資の觀光ち  
會見セリ見セリ丁歎半、年齋園内見出セリ之達前日出セリ見日  
九月晦日辛未外幾資會員の苦セリトヨ幾資縣合時距野リ丁ア幾資  
名古屋市南區豐田西日暮越後林左會塲名古屋工豊引開セル幾資年  
通計十半一月二十正日

法團協調會名古屋出張所

三十分より熱田署樓上に於いて被裁首者千野武士、植松憲次と鹽澤隆爾とオブザーバー山崎常吉、工場側尾崎憲三、西本直民、清水人事係に斡旋者犬飼調停官補大澤所長、熱田署特高係等參集先づ犬飼調停官補が一場の挨拶をなし次いで自己紹介があり、尾崎、西本兩氏も挨拶をなし被裁首者平野、植松、鹽澤の三名は交々に實情を述べて復職方の要請をなしが工場側はこれを直ちに拒絕した。

更に被裁首者は「會社は裁首の理由として不良職工なりとのことを新聞紙に發表したが今後の就職に差支える」

そんなことは言はない今後も若し照會のあつた場合には絶対にそ  
んなことは言はない

との回答に依つて一應との問答を終り次いで復職不可能であれば止むを得ずとして次の如き退職手當其他の要求をなした。

一、前手當金として會社側の提示した五百六十四十六錢（三人分）の四倍二千二百四十四圓六十四錢。

『爭議中の日給全額（三人分）一日二十一圓五十三錢